

大規模災害に伴う経済支援について

これまで災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、災害被害により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。対象に該当し、希望する場合は、下記により申請してください。

○東日本大震災・令和元年8月豪雨・令和元年台風第15号・令和元年台風第19号に伴う入学料・授業料免除

(1) 支援対象者

以下の条件いずれかに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

※独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

東日本大震災被災の方

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」の場合

「福島第一原子力発電所事故により警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合を含む

令和元年8月豪雨・令和元年台風第15号・令和元年台風第19号被災の方

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の場合

(2) 申請方法

①入学料・授業料免除願（所定用紙）

→下記免除願書を印刷、又は経済支援係窓口より受領。

②死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

→独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

③その他の提出書類

→東日本大震災被災による申請者（「学資負担者の（死亡・行方不明）」該当者を除く）は、願書とあわせて一般枠の入学料及び授業料免除申請書類を提出してください。

ホームページ（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）で提出書類を必ず確認してください。

※入学料免除申請について

○入学手続き時には入学料を納付しないで、「入学手続申請書」の「入学料免除を申請する。」にチェックを入れ、入学料免除申請の意思を示してください。

○入学手続き時の意思表示の外に、別途上記①②③の書類の提出が必要です。

○入学料免除の結果が半額免除もしくは不許可の場合、入学料振込依頼書を郵送しますので、**入学料免除申請者は結果通知用封筒（宛先を記入し、84円切手を貼付した長形3号封筒）を併せて提出してください。**

○入学料の納付が困難な方を対象としています。**入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。**

(3) 申請期間

在校生 2月12日（水）～ 3月10日（火） まで

新入生 合格発表～ 3月27日（金） まで

※申請書類を期日までに用意できない方、入院・その他やむをえない事情により受付窓口に持参できない方は、必ず申請締切日前日までに、下記までお問い合わせください。

※締切期日以降の申請については、受付は行いませんので、注意してください。

※令和2年度後期分の申請期間は、令和2年8月上旬に掲示板等でお知らせします。

【問い合わせ先】 平日8：30～17：00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係
川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口
〒980-8576 仙台市青葉区川内4-1番地
電話：022-795-7816